

副本

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市 ほか1名

被告奈良市第4準備書面

令和7年9月22日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

被告奈良市訴訟代理人

山形 康 郎  代

若林 直 樹  代

小野 夏 海  代

被告奈良市指定代理人

野口 弘 雄  代

酒井 悠 至  代

奥野 彰 久  代

河野 大 樹  代

岸野 友 子  代

前田 真 一  代

松本 旭  代

被告奈良市は、本準備書面において、2025年（令和7年）5月30日付け原告の第7準備書面（以下「原告第7準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

## 1 原告の主張

原告は、①個人情報保護法ガイドライン（乙第2号証）に、「具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは「法令に基づく場合」には当たらない。例えば、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に事務又は業務が列挙されていることのみでは（中略）「法令に基づく場合」には当たらない。」と記載されていることを根拠に、本件条例8条1項1号の「法令等の定めがあるとき」の解釈について、「個人情報の具体的な利用・提供を法律で許容している趣旨が読み取れる場合」に限られる旨述べた上で、②自衛隊法97条1項の規定は「個人情報の提供を許容する趣旨など読み取ることができない」として、自衛隊法97条1項及び同施行令120条は本件条例8条1項1号の「法令等」に該当しない旨主張する（原告第7準備書面第1の3(4)及び4・9ないし11ページ）。

## 2 被告奈良市の主張

- (1) 「個人情報の具体的な利用・提供を法律で許容している趣旨が読み取れる場合でない限りは、「法令の根拠」として目的外に利用することはできない」との原告の主張は、合理的根拠に基づかない独自の見解によるものであり、理由がないこと（前記1①の主張は理由がないこと）

令和7年3月18日付け被告奈良市第3準備書面（以下「被告奈良市第3準備書面」という。）第1の2(1)（3及び4ページ）のとおり、本件条例8条1項1号の解釈に当たって参考とすべきは、個人情報保護法69条1項で

あるところ、被告奈良市第1準備書面第3の2(2)ア(9ないし11ページ)のとおり、個人情報保護法69条1項の「法令に基づく場合」については、一般に、「法令に基づく情報の利用又は提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報の利用又は提供の根拠規定がおかれている場合も含む」と解される(乙第2号証・29ページ、乙第3号証・475ページ)。その上で、原告が挙げる個人情報保護法ガイドラインにおいても、「法令に基づく場合」の解釈として、「具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは「法令に基づく場合」には当たらない。」との説明がされているが、原告の主張するような「個人情報の具体的な利用・提供を法律で許容している趣旨が読み取れる場合でない限りは、「法令の根拠」として目的外に利用することはできない」との解釈は採られていない。

したがって、本件条例8条1項1号にいう「法令等に定めがある」ときについて個人情報の具体的な利用・提供を法律で許容している趣旨が読み取れる場合に限るとする原告の前記1①の主張は、合理的根拠に基づかない独自の解釈によるものであり、理由がないというほかない。

- (2) 本件において、個人4情報の提供は、「行政機関等の包括的な権能を定めている規定…のみに基づいて行」われたものではないこと(前記1②の主張)

被告奈良市第1準備書面第3の2(2)イ(11ページ)において援用した被告国第1準備書面第5の2(2)イ(16ないし18ページ)のとおり、自衛隊法97条1項の趣旨が、効率的な募集事務を行うために住民に関する情報に通じている地方公共団体に自衛官等の募集事務の一部を行わせることとした点にあることに照らせば、同施行令120条の「必要な報告又は資料の提出」には、住民基本台帳に記載されている個人4情報に係る報告又は資料の提出も当然に含まれるというべきであり、また、同条の規定上も「募集」事務の範囲や「必要な報告又は資料」の範囲の限定はされていないから、自衛隊法

97条1項及び同施行令120条は、自衛官等の募集に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、募集対象者に係る個人4情報を紙媒体という「資料」として提供するように求めることができると解される（なお、かかる解釈が自衛隊法97条1項の趣旨を超えるものではないことについては、被告奈良市第3準備書面第2（6ページ）において援用した被告国第3準備書面第2の3(2)イ（11及び12ページ）のとおりである。）。

以上のとおり、被告奈良市による奈良地本に対する原告を含む本件募集対象者に係る個人4情報の提供は、「行政機関等が包括的な権能を定めている規定」のみに基づくものではなく、募集対象者に係る個人4情報を紙媒体という「資料」として提供することを許容すると解される個別的な規定（自衛隊法97条1項及び同施行令120条）に基づいてされたものである。

したがって、本件募集対象者に係る個人4情報の提供は、個人情報保護法ガイドラインが述べるような「行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に事務又は業務が列挙されていることのみ」によるものではないから（乙第2号証・29ページ）、「行政機関等の包括的な権能を定めている規定…のみに基づいて行」われたものではない。

よって、原告の前記1②の主張には、理由がない。

### (3) 小括

以上のとおり、原告の前記1の主張は、いずれも理由がない。

以上